

# インターネット上の人権侵害

被害者にも

加害者にも

ならないように

インターネットでは、掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などのコミュニケーションの輪を広げる便利なツールの利用が進む一方で、使い方を誤ると人権を侵害してしまうことがあります。安易な書き込みで他の人の人権を傷つけないためには、インターネットの特性上、起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用することが大切です。

特に小学生・中学生・高校生などの青少年のインターネットの利用の増加に伴い、SNSなどを利用した誹謗中傷など、子どもが被害者や加害者になり、トラブルに巻き込まれる事案も増加しています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまい、それを完全に消すことは容易ではありません。

そして人権を侵害された人の社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与え続けます。



# インターネット上で人権侵害があったときは？

SNSや掲示板などで、誹謗・中傷にあたる書き込みや写真、動画などが掲載された場合、被害者は、プロバイダ等に対し削除を依頼することができるほか、削除されない場合には、サイト運営者等に対する投稿記事等の削除の仮処分命令を裁判所に申し立てることができます。また、「プロバイダ責任制限法」に基づき、裁判所に対して発信者情報開示手続きを行い、特定された発信者に対して名誉毀損罪や侮辱罪で告訴することもできます。

## ★プロバイダ責任制限法（平成14年5月27日施行）

掲示板、SNSの書き込みなどによって権利の侵害があった場合について、プロバイダ、サーバの管理・運営者などの損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プロバイダ、サーバの管理・運営者などに対する発信者情報の開示を請求する権利などを定めた法律です。

より円滑に被害者救済を図るため、ログイン時の情報開示や発信者情報開示手続きの簡略化などを盛り込んだ改正法が令和4年10月1日に施行されました。

また、大規模プラットフォーム事業者に対し、投稿の削除対応の迅速化、運用状況の透明化に係る措置を義務づけるなど改正法が令和6年5月17日に公布されました（施行期日は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）。今回の改正（施行日以降）により、通称がプロバイダ責任制限法<sup>※1</sup>から情報流通プラットフォーム対処法<sup>※2</sup>に改められます。

※1 プロバイダ責任制限法… 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

※2 情報流通プラットフォーム対処法… 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

## ★名誉毀損罪（刑法230条）

事実を摘示して人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず名誉毀損罪に問われます。またインターネット上で他人の社会的評価を低下させる投稿なども名誉毀損罪に問われます。

## ★侮辱罪（刑法231条）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した場合に侮辱罪に問われます。またインターネット上で他人に対して侮辱的な価値判断を示す投稿を行った場合でも、侮辱罪に問われます。

近年、インターネット上で人の名誉を傷つける行為が特に社会問題化していることをきっかけに、侮辱罪を厳罰化する改正刑法が令和4年7月7日に施行されました。

### 改正前（刑法231条）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。



### 改正後（刑法231条）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

相談窓口は最終ページをご覧ください。

# 家庭でルールをつくろう

新居浜市PTA連合会などは子どもたちのスマートフォンなどの利用トラブル防止のため、次のような資料(一部省略)を子ども・保護者に配布し啓発を行っています。市民の皆様にもその一部を紹介します。



## 子どもたち・保護者のみなさまへ 家庭で話そう！



### —<sup>けいたい でんわ</sup>携帯電話・<sup>スマホ</sup>スマホ・<sup>ゲーム機器等</sup>ゲーム機器等を<sup>安全</sup>に<sup>使う</sup>ために—

#### (1) <sup>かぞく</sup>家族で<sup>やくそくごと</sup>約束事を<sup>き</sup>決めます。

使用の仕方(使用時間、使用料金、終了時刻等)、フィルタリング等について家族で約束事を決めましょう。

#### (2) <sup>あいて</sup>相手の<sup>つごう</sup>都合や<sup>きも</sup>気持ちを<sup>かんが</sup>考えて、<sup>つうしんきのう</sup>通信機能(SNS、<sup>りよう</sup>メールなど)を利用<sup>します</sup>。

#### (3) <sup>けいたい でんわ</sup>携帯電話、<sup>スマホ</sup>スマホ、<sup>ゲーム機器等</sup>ゲーム機器等の<sup>つうしんきのう</sup>通信機能の使用は<sup>しょう</sup>原則<sup>げんそくしょうがくせい</sup>小学生は

#### <sup>ごご</sup>午後9時・<sup>ちゅうがくせい</sup>中学生は<sup>ごご</sup>午後10時<sup>じ</sup>までと<sup>します</sup>。

できれば、午後9時以降は携帯電話等の電源を切り、決められた場所に置くようにしましょう。

## 重要!!



子どもに携帯電話等を持たせる以上、その全責任を負うのは保護者です。

- 各家庭で、必要がないと判断された場合は、子どもに携帯電話等を持たせないようにしましょう。
- 子どもに携帯電話を持たせるときには、事前にしっかり家族で話し合い、保護者が条件を提示し、子どもに納得(約束)させることが大切です。
- 学校へは携帯電話等を絶対に持っていかせないようにしましょう。

# 子どものインターネット利用に関するトラブル等の事例

## ★SNSなどの書き込みやメールでの誹謗中傷やいじめ

SNSなどに人の悪口を書き込むなど、人権侵害やいじめが発生し、被害に遭った子どもが不登校になるなどの被害も発生しています。

## ★SNSなどに載せた個人情報の流出

安易に個人情報をSNSなどに記載したために、写真や名前、メールアドレスが知らないところで勝手に使われ、嫌がらせを受ける被害が発生しています。

子どものインターネット利用トラブルの事例について、さらに詳しく知りたい場合は右のQRコードからお入りください。



(法務省 インターネットトラブル事例集)

## 一人で悩まずいち早く相談しましょう

インターネット上の人権侵害は、できるだけ早く対応しないと被害が拡大します

### 人権相談窓口

#### ■法務省インターネット人権相談受付窓口



(法務省 人権相談)

#### ■みんなの人権110番

0570-003-110

#### ■こどもの人権SOSミニレター



(法務省 人権擁護)

#### ■こどもの人権110番

0120-007-110

#### ■愛媛県人権啓発センター

089-941-8037

#### ■LINEじんけん相談



(法務省 人権相談)

#### ■新居浜市教育委員会事務局人権教育課

0897-65-1243

編集・発行 新居浜市教育委員会事務局人権教育課  
電話0897-65-1243 FAX0897-65-1306